

○ 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第三条の二第四号及び第七条の二第四号の規定に基づき、その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものを次のように定める件（令和三年金融庁告示第十号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
附則 （適用時期） 1 「略」 （この告示の失効） 2 この告示は、令和六年三月三十一日限り、その効力を失う。		附則 （適用時期） 1 「同上」 （この告示の失効） 2 この告示は、令和四年十月三十一日限り、その効力を失う。	
備考 表中の「」の記載は注記である。			